

## 不用品売却処分(公用車1台)仕様書

### 1 車両に関する事項

#### (1) 車両内訳

自動車登録番号 又は車両番号	登録年月日	車検期間 の満了日	自動車 の種別	車体の 形状	車名	車 両 総重量(kg)
秋田300な6286	H18.4.26	R7.4.25	普通	ステーション ワゴン	トヨタ ランドクル ーザー	2,360

- (2) リサイクル料金 預託済み  
(3) 付属品 夏タイヤ（1シーズンのみ使用）等  
(4) 保管場所 秋田市川尻みよし町14番8号（秋田市上下水道局）

### 2 不用品の取扱い事項および落札決定後の手続

落札者は、次の事項および手続の順序を遵守すること。各手続に当たっては、必ず上下水道局総務課（以下「総務課」という。）へ事前連絡を行うこと。

- (1) 契約の締結は、令和6年9月13日（金）までとする。なお、契約に要する費用は落札者の負担とする。
- (2) 契約締結後、総務課で発行する納入通知書により、代金を納期限までに納入し、領収書の写しを総務課へ提出すること。当該車両の所有権は、代金を納入したときに落札者に移転する。
- (3) 落札者は、車両の取扱い（再登録又は解体）について総務課へ連絡し、車両の搬出および各手続の日時等について申し合わせること。
- (4) 落札者は、搬出期限までに車両および付属品等を搬出すること。搬出に当たっては、総務課の指示のもと落札者が自ら行うこと。搬出期限は、令和6年10月11日（金）までとする。
- (5) 車両は、代金納付時の現況有姿により引き渡すこととし、上下水道局は、契約不適合責任を負わない。また、引渡し後の不調や故障についての補償は一切行わない。なお、事故、災害発生の場合は、すべて落札者の責任において処理すること。
- (6) 落札者は、車両を受け取った後、総務課へ受領書を提出すること。
- (7) 転売又は部品取りの制限はしない。

#### ア 落札者が車両を再登録する場合

- (ア) 総務課へ車両登録申請書を提出すること。  
(イ) 総務課は、落札者が代金を納入し、車両登録申請書を提出した後、当該車両の引渡しおよび譲渡証明書、預託証明書（A券、B券）等の

所有権の移転登録に必要な書類の交付を行う。なお、移転登録に要する経費は落札者の負担とする。

(ウ) 落札者は、移転登録後、直ちに総務課に自動車検査証の写し又は登録事項等証明書（写し）を提出すること。

イ 落札者が車両を解体する場合

(ア) 総務課へ車両および預託証明書（A券、B券）の引渡しを依頼すること。

(イ) 車両の解体を行い、総務課へB券および解体証明書を提出すること。

なお、車両に係る永久抹消登録手続等は総務課が行う（登録識別情報等通知書および譲渡証明書は交付しない。）。

### 3 自由参加型見積合わせ（オープンビッド）の実施に関する事項

(1) 案 件 名 契約番号R 6 第 2 号 不用品売却処分（公用車 1 台）

(2) 受付期間 令和 6 年 8 月 27 日（火）から同年 9 月 9 日（月）までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

ただし、受付最終日の受付時間は、午前 8 時 3 0 分から午前 1 1 時まで

(3) 受付場所

秋田市上下水道局（秋田市川尻みよし町 1 4 番 8 号）3 階 総務課管財係

(4) 注意事項

ア 見積書に、提出日、住所、秋田市物品登録業者番号、商号、代表者職氏名、発行責任者氏名、担当者氏名および連絡先を記入し、封筒に入れて提出すること。

イ 引き渡し場所からの積込み、運搬および取卸しに要する費用、リサイクル預託金相当額、スクラップ規格に切断する費用、付属品の処分の費用等を考慮のうえ、見積もりをすること（見積金額に消費税および地方消費税相当額は含まない。）。

ウ 見積金額に消費税および地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とする。

### 4 その他

(1) 車両の確認に当たっては、総務課と協議のうえ、確認の日時等を決定すること。

(2) 添付資料

自動車検査証（写）、預託証明書（写）および車両写真

(3) この契約について疑義が生じた場合は、双方協議のうえ、決定する。

(4) 各手続および契約に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係 佐々木、鈴木  
電話018-823-8434